

2018年 法改正 雇用保険法 移転費の拡充

[平成30年1月1日施行]

[法改正の背景]

UJターンを希望する者を支援し、広域的な職業紹介等を促進するため移転費の支給対象を追加。

(ユージェイアイターンげんしょう)…3つの人口還流現象の総称。

Uターン現象⇒地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

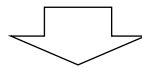
Jターン現象⇒地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

Iターン現象⇒地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

[改正前]法58条

①移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。

②移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。

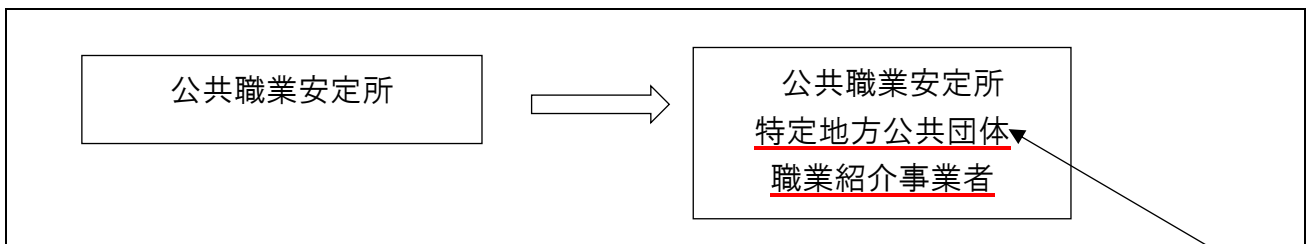


[改正後] の箇所を追加

移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。

2 移転費の額は、受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。

[紹介の窓口の拡充]



無料の職業紹介事業を行う地方公共団体